

# 被災された方のための 生活支援情報

第 69 号

平成 28 年 5 月 25 日

仙台市健康福祉局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

## 「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ（平成26年4月1日）以降に、住宅を建築・購入、または補修（工事費が税抜100万円以上）し、その後居住する場合に、消費税増税分相当（最大約90万円（建築・購入の場合））の給付が受けられる制度です。

この「住まいの復興給付金」の申請に関する相談会を行います。詳しくは、別添チラシをご覧ください。

◆日時＝6月17日（金）・18日（土）10:00～16:00

◆会場＝宮城野区中央市民センター 第一会議室（宮城野区五輪 2-12-70）

問い合わせ ☎0120・250・460（9:00～17:00）

## 市営住宅入居者募集

◆申し込み受け付け＝6月16日まで

◆申し込み方法、募集团地、住戸タイプ、家賃、入居資格などについて詳しくは、「入居募集のご案内」をご覧ください。

◆入居募集のご案内＝6月6日から市役所国分町分庁舎2階仙台市建設公社募集課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター（アエル5階）、証明発行センター、各区中央市民センター、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅管理事務所で配布

◆入居可能日＝8月26日（予定）

※配偶者等からの暴力被害者の方の申し込み条件等については、お問い合わせください

問い合わせ 仙台市建設公社募集収納課 ☎214・3604

## 「市民防災の日」に仙台市総合防災訓練を実施します

6月12日（日）の「市民防災の日」に、「108万市民の総合力による防災の実現」をテーマに総合防災訓練を実施します。今年度は大規模水害と、長町-利府線断層帯を震源とする直下型地震の2つの想定により訓練を行います。

### ◆訓練内容

大規模災害時に予想されるさまざまな状況を実際に体験する発災対応型訓練や避難所運営マニュアルに基づいた避難所の開設・運営訓練、備蓄物資の取り扱い訓練等を行います。

### ●実施会場および時間

区	会場	日時
青葉区	八幡地区および八幡小学校	9:00～
	大沢小学区および大沢小学校	
宮城野区	福室小学区および福室小学校	
若林区	六郷沖野地区および沖野小学校	18:00～
太白区	富沢地区および富沢小学校	
泉区	桂地区および桂小学校	9:00～

問い合わせ 減災推進課 ☎214・3049

## 女性への暴力相談電話

DVや性暴力などあらゆる暴力に悩む女性からの相談に応じます。一人で我慢しないで、まずはお電話ください。

◆相談ダイヤル ☎268・5145

◆日時＝月・水～金曜日 9:00～17:00、火曜日 9:00～19:00（祝休日、年末年始を除く）

※裏面にもお知らせがあります

### 市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代) 太白区役所 ☎247・1111(代)  
青葉区役所 ☎225・7211(代) 泉区役所 ☎372・3111(代)  
宮城野区役所 ☎291・2111(代) 宮城総合支所 ☎392・2111(代)  
若林区役所 ☎282・1111(代) 秋保総合支所 ☎399・2111(代)

### 仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

### 仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

## 市県民税非課税世帯の平成28年度水道料金・下水道使用料の減免申請を受け付けます

◆減免対象＝市内にお住まいで、次の①～③をすべて満たす世帯

- ①世帯全員の市県民税が「非課税」である
  - ②申請日現在、収入が少なく、著しく生活に困窮している
  - ③他の世帯から経済的援助を受けていない
- ※生活保護世帯については別の取り扱いとなりますので、お問い合わせください。

◆減免額＝水道料金は基本料金分、下水道使用料は基本使用料分

◆減免期間＝申請の翌月から平成29年6月まで

◆受付場所

- ・市役所料金センター（市役所本庁舎1階）
- ・北料金センター（泉区役所東庁舎3階）
- ・南料金センター（水道局本庁舎（太白区南大野田29-1）1階）

※宮城総合支所3階に臨時申請窓口（受付日時は6月6日（月）～6月10日（金）の平日9:30～16:00）を設置します。

※更新申請の方は郵送でも受け付けます。（対象の世帯へ「期間満了について（お知らせ）兼減免申請書（更新申請用）」をお送りしています）

◆提出書類＝①減免申請書②世帯全員の平成28年度非課税証明書原本（18才以下の被扶養者は不要）

※世帯員以外の方が申請する場合には、「委任状」も必要です。

**問い合わせ** 水道局南料金センター ☎304・0020 FAX304・0137

## 東部津波浸水区域における新たな支援金制度の受付開始のお知らせ

東日本大震災による津波浸水区域で被災された方の、津波被災者再建支援制度（新たな本市独自支援制度）について、6月1日（水）より受け付けを開始します。

◆交付対象者（次の①～③をすべて満たす方）

- ①被災時に本市の津波浸水区域に居住し、かつ本人や親族が、その住宅またはその住宅敷地を所有していた方
- ②被災者生活再建支援金の基礎支援金を受給した方

③被災者生活再建支援金の加算支援金を受給した方、復興公営住宅に入居した方など、住宅を再建したことが確認できる方（これから再建される場合も対象となります）

◆交付額＝20万円

◆受付開始＝平成28年6月1日

◆申請方法＝対象となる方にお送りした申請書等に必要事項をご記入のうえ、郵送で申請をお願いいたします

**申し込み・問い合わせ** 復興まちづくり課 ☎214・8560（津波被災者再建支援制度専用ダイヤル）

## 防災集団移転先団地の住宅区画を分譲します

田子西隣接地区における住宅用地について、一般競争入札による分譲受付後に残った区画を、原則先着順による「常時公募」で分譲します。

◆受付期間＝5月16日（月）～8月10日（水）（平日午前10時～正午、午後2時～午後5時）

※先着順のため区画が残っていない場合もございますので、ご了承ください

◆受付場所＝復興まちづくり課（市役所本庁舎7階）

※郵送や電話による申し込みは受け付けません

※被災状況にかかわらず、また、市外の個人や法人なども応募できます

※申込方法や申込資格、住宅区画の場所等について詳しくは、市役所本庁舎7階復興まちづくり課で配布する募集要項をご覧くださいか、市ホームページでご確認ください

**問い合わせ** 復興まちづくり課 ☎214・1287（防災集団移転先団地の宅地の分譲について）

## 生活困りごとと、こころの健康相談会

さまざまな生活の困りごとについて司法書士が、心の健康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます。

◆日時＝6月14日（火）13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（青葉区春日町8-1）

◆対象＝市内にお住まいか通勤・通学している方

**申し込み** 電話で宮城県司法書士会 ☎263・6755（9:00～17:00）

**問い合わせ** 精神保健福祉総合センター ☎265・2191

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市健康福祉局生活再建推進室 ☎214・8559 までご連絡ください。